

令和4年6月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
議第10号	市長の専決処分事項の指定についての一部改正について	議会事務局

発議 第10号

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記議案を提出する。

令和4年6月22日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊藤誠之

市長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示

市長の専決処分事項の指定について（令和3年那須塩原市議会告示第1号）
の一部を次のように改正する。

第10号を削る。

附 則

この指定は、令和4年6月23日から施行する。

市長の専決処分事項の指定についての一部を改正する告示案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分できる事項を次のとおり指定する。</p> <p>市長の専決処分事項の指定について(平成17年1月12日発議第5号)は、廃止する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分できる事項を次のとおり指定する。</p> <p>市長の専決処分事項の指定について(平成17年1月12日発議第5号)は、廃止する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項の規定により読み替えて準用される同法第87条の5第1項の規定により応急工事計画を定めること。ただし、急速に行う必要がある災害復旧工事の実施に係る応急工事計画の策定に限る。</u></p>